

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日(月) 午前9時00分から10時35分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	9番推進委員
4番委員	9番委員	2番推進委員	10番推進委員
5番委員	10番委員	3番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	4番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	5番推進委員	13番推進委員
		6番推進委員	15番推進委員
		8番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 10番委員 11番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第4号「非農地証明願」について
議案第5号「農地付き空き家・空き店舗バンク下限面積」(解除)について
議案第6号「別段の面積(下限面積)」の決定について
議案第7号「辞任届」の承認について
議案第8号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 皆さん、おはようございます。
只今より、令和2年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。
姿勢を正してください。 一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので、総会は成立
いたします。

議長 皆様おはようございます。
先日、事務局職員の異動内示が発令されまして、皆様方のお手元に配
られていますが、追加事案で職員の任命について協議していただきます
ので、よろしく願いいたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
10番農業委員と11番農業委員に、お願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項
の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料
の1ページ農地法による解約が1件。資料の2ページから5ページまで
農業経営基盤強化促進法による解約が16件です。
以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いい
たします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、続いて報告2「農地の利用目的変更につい
て」についてお願いいたします。

事務局 6ページをお開き下さい。
報告第2号「農地の利用目的変更」の番号1番、2番につきまして、
去る3月23日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
番号1番の申請人 NNさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は

88歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字東1069番、地目は田、地積は772㎡で、城下自治会館から東へ約50mに位置しています。

申請地の地目は田となっていますが、平成20年以前より休耕田として現在までネギ等の野菜を作付けしており、今後も畑として利用したいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われることを報告いたします。

続きまして、番号2番の申請人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は40歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字堂山635番1、地目は田、地積は1,979㎡で、菱刈中学校から南へ約1.1kmに位置しています。

申請地の地目は田となっていますが、畜産業を営んでいることから今後は盛土を行い畑として飼料作物を作付けし、経営の規模拡大を図りたいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われることを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転について説明いたします。

7ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口目丸に居住されている ITさんです。

譲受人は、伊佐市大口目丸に居住されている認定農業者のNTさんです。

土地の所在地は伊佐市大口目丸字小櫻1108番地5で、地目は田、地積は2,755㎡です。

大口東小学校から西へ約300mに位置する農用区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。

22ページの総括表をご覧ください。

期間は3年から19年で、面積は合計264,108㎡です。利用権を設定する者の数82名、利用権の設定を受ける者の数48名です。

土地の詳細につきましては、8ページから21ページ番号1番から83番のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号、事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から15番まで一括で報告をお願いします

ご意見、質問等は全ての報告終了後、お願いいたします。

整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号1番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 HSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は48歳です。
渡し人 MMさんは、鹿児島市桜ヶ丘3丁目に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字崩ヶ宇都3192番3で、地目は田、地積は1,061㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は18,767㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月21日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 YSさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は87歳です。

渡し人 OHさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田2996番で、地目は田、地積は276㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は16,955㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る3月26日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 YSさんは、大阪市生野区巽東に居住され、年齢は49歳で

す。

渡し人 MAさんは、鹿児島市東坂元二丁目に居住され、年齢は65歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前383番1外3筆で、地目は田2筆、畑2筆で、地積は合計450㎡で所有権移転売買になります。

空家バンク利用での購入ですが、Yさんは定年までを大阪に住まれますが、それまでは叔母が移住して野菜等を作るとのことです。新規就農で営農計画書が提出されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番、5番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 TIさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 KSさんは、神奈川県足柄上郡大井町上大井に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字野中3364番外4筆で、地目は田で、地積は合計6,387㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は88,469㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号5番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人 TIさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 KSさんは、神奈川県足柄上郡大井町上大井に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字風呂元2937番3外3筆で、地目は田1筆、畑3筆で、地積は合計3,876㎡で所有権移転売買になります。

また、備考欄に記載してあるようにこの田、畑は共有名義者が10名で、Tさんの持ち分となるのが24分の3となっており、残りについては利用権設定を行い、受人が管理されるそうです。

受人の経営面積は88,469㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月27日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は71歳です。

渡し人 KMさんは、福岡県中間市中央三丁目に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ケ月1307番2外6で、地目は田5筆、畑2筆で、地積は合計3,409㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は19,114㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る3月21日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 ATさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は45歳です。

渡し人 SYさんは、伊佐市小木原に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字西牟田736番1外2筆で、地目は田、地積は合計3,447㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は230,058㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る3月22日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人 HMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 SYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字上キロ1584番で、地目は田、地積は765㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は自作地2,471㎡と今回の取得分765㎡と合わせ3,236㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、委任状等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番につきまして、去る3月24日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 UMさんは、熊本県芦北郡芦北町大字湯浦に居住され、年齢は45歳です。

新規就農者で、伊佐市大口大田で合同会社H企画を経営され、殆ど伊佐市に在住されているとのことでした。

渡し人 MSさんは、愛知県岡崎市伝馬通に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1703番3外4筆で、地目は畑1筆、田4筆で、地積は合計5,052㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は今回の取得分5,052㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約27.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースとのことでした。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書、住民票等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る3月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 TEさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 KTさんは、京都府京都市北区大北山原谷乾町に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字松尾3048番1外2筆で、地目は田、地積は合計3,303㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は149,008㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号11番、12番について、10番農業委員の報告を求めまます。

1 0 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番、12番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

整理番号11番の申請人 TNさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 HAさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下1806番外1筆で、地目は田、地積は合計985㎡で所有権移転交換になります。

受人の経営面積は総会資料16ページ整理番号54番の2、154㎡と今回の985㎡、経営農地369㎡を合計した3、508㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等是一部リースで行うとのことでした。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

続きまして、整理番号12番の申請人 HAさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 TNさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字稻荷ノ下2332番6で、地目は田、地積は1,001㎡で所有権移転交換になります。

受人の経営面積は3,793㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.8kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等是一部リースで行うとのことでした。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

11番、12番も添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号13番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 YMさんは、鹿児島市照国町に居住され、年齢は47歳です。

二人は親子関係になります。

申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬670番1外2筆で、地目は畑、地積は合計3,671㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は今回の贈与分3,671㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等はリースで行うとのことでした。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 ITさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 UNさんは、鹿児島市鴨池新町に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字三丸田4007番外1筆で、地目は田、地積は合計3,555㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は105,202㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2.0kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号15番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番につきまして、去る3月23日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NDさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は45歳です。
渡し人 NKさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は77歳です。
申請地は、伊佐市菱刈田中字宮牧550番外7筆で、地目は田7筆、
畑1筆で、地積は合計17,935㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は21,004㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.6kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から15番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番から15番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号16番については、10番農地利用最適化推進委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(「10番農地利用最適化推進委員」退席。)

議長 整理番号16番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号16番につきまして、去る3月18日に現地調査をいたしまし

たので、私11番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は64歳です。

渡し人 HAさんは、始良市加治木町木田に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字宇都3220番で、地目は田で、地積は1,838㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は44,615㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.0kmで、現況は不耕作地ですが耕うんし農地にするとのことでした。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号16番については許可が決定いたしました。
ここで10番農地利用最適化推進委員の入席をお願いします。

(「10番農地利用最適化推進委員」入席。)

議 長 10番農地利用最適化推進委員、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について16件の処分が決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。</p> <p>整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。</p>
9番 農業委員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月23日、申請人の代理人 I行政書士立会いのもと、8番農業委員、2番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡市博多区東光二丁目に所在する J株式会社 代表取締役 KYさんで一般法人です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口青木に居住されている OKさんで、年齢は63歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈田中字宮牧608番外1筆で、地目は畑、地積は合計516㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第1種農地で、所有権移転売買ですが、隣接する山林及び宅地と一体として実施する申請に係る事業の目的に供する土地の面積1,742.59㎡の内3分の1を超えていない場合に該当し許可相当です。</p> <p>所在地は、田中小学校から南南東へ約1kmに位置しており、西側及び北側は畑、南側は宅地、東側は道路で周囲に与える影響はないと思われれます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数344枚の内116枚が当該農地分で、設置容量49.5kwを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。）</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

		(全員挙手)
議 長		全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議 長		整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。
8 番 農 業 委 員		議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月23日、申請人の代理人 I 行政書士立会いのもと、9番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。 譲受人は、福岡市博多区東光二丁目に所在する J 株式会社 代表取締役 KYさんで一般法人です。 譲渡人は、東京都三鷹市下連雀六丁目に居住されている YYさんで、市外住民です。 申請地は、伊佐市大口小木原字渡田298番1外2筆で、地目は畑、地積は合計1,718㎡です。 転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。 所在地は、春村公民館から南へ約200mに位置しており、南側は宅地と山林、東側は宅地、西側は道路を挟み宅地、北側は山林で周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数344枚、設置容量49.5kwを予定しております。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る3月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、長崎市五島町に所在する 株式会社 Yで一般法人です。

譲渡人は、大分市下郡南五丁目に居住されている SKさんで、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字東原258番5で、地目は畑、地積は1,106㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。

所在地は、旧JA崎山支所から東へ約300mに位置しており、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数140枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、4番農業委員、10番農業委員、私5番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、5番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されている TIさんで、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字折小野1963番外2筆で、地目は田、地積は合計1,957㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、平出水小学校から西へ約4kmに位置しており、東側は雑種地、西側は高土手があり道路、南側は田、北側は原野で周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番、6番、7番については、関連がありますので一括で報告をお願いします。
4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番、6番、7番について、関連していますので一括して報告いたします。

去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、5番農業委員、10番農業委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

整理番号5番、6番、7番の譲渡人は、埼玉県所沢市若狭四丁目に居住されている HHさんで、市外住民で年齢は61歳です。

整理番号5番の譲受人は、伊佐市菱刈重留に居住されている HNさんで、年齢は29歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字久木元821番16で、地目は田、地積は569.07㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

整理番号6番の譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている HMさんで、年齢は32歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字久木元821番17で、地目は田、地積は587.07㎡です。

転用目的は一般住宅で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

整理番号7番の譲受人は、伊佐市大口大田に居住されている HMさんで、年齢は32歳と、整理番号5番のHNと共有名義で二人は義理の兄弟関係になります。

申請地は、伊佐市大口大田字久木元821番1で、地目は田、地積は

110. 79㎡です。

転用目的は通路で、農地区分は第3種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、大口病院から東へ約300mに位置しており、北側、東側、西側は宅地、南側は雑種地となっており、周囲に与える影響はないかと思われま

す。また、住宅2軒につきましては一般住宅の基準500㎡を超過していますが、残地を農地として利用することが困難であると理由書が添付してあります。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書、理由書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番、6番、7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番、6番、7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、4番農業委員、5番農業委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、福岡県北九州市小倉北区魚町に所在する NR株式会社で一般法人です。

譲渡人は、熊本市池田2丁目に居住されている HTさんで、市外住

民です。

申請地は、伊佐市大口金波田字池之尻1004番5で、地目は畑、地積は1,204㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。

所在地は、羽月保育園から東へ約300mに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側も畑、西側は道路を挟んで宅地で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号9番について、去る3月23日、申請人の代理人 H行政書士立会いのもと、2番農業委員、10番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社で一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口平出水に居住されている T I さんで、年齢は 74 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字崎山 1420 番 73 で、地目は畑、地積は 493 m²です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第 2 種農地その他の農地で所有権移転売買です。

所在地は、楠元川溪流自然公園から南へ約 700 m に位置しており、南側は畑、東側も畑、西側も畑、北側は道路を挟んで宅地で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数 160 枚、設置容量 49.5 kw を予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号 9 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号 9 番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号 10 番について、2 番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号 10 番について、去る 3 月 23 日、申請人の代理人 H 行政書士立会いのもと、7 番農業委員、10 番推進委員、私 2 番農業委員の 3 名で共同調査をいたしましたので、2 番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市西別府町に所在する A株式会社で一般法人です。
譲渡人は、伊佐市大口原田に居住されている ANさんで、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字国ノ十2147番1で、地目は畑、地積は333㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。

所在地は、ルミエール伊佐から南へ約400mに位置しており、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は山林で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数234枚、設置容量49.5kwを予定しております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号11番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る3月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、4番農業委員、5番農業委員、私10

番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。
譲受人は、福岡県北九州市小倉北区魚町に所在する NR株式会社で一般法人です。
譲渡人は、伊佐市大口牛尾に居住されている SKさんで、年齢は73歳です。
申請地は、伊佐市大口青木字野牟田原1628番1で、地目は畑、地積は1,487㎡です。
転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。
所在地は、青木屯田池から南東へ約800mに位置しており、南側は畑と田、東側は宅地と畑、北側は道路を挟んで畑、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われます。
太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定しております。
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号12番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に

農業委員	<p>ついでのうち、整理番号12番について、去る3月23日、申請人の代理人 N行政書士立会いのもと、1番推進委員、5番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、福岡県春日市昇町5丁目に居住されている MYさんで、年齢は33歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈川北に居住されている NTさんで、年齢は52歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字迫田4331番1で、地目は畑、地積は690㎡です。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で所有権移転売買です。</p> <p>所在地は、菱刈中学校から南東へ約1kmに位置しており、南側は太陽光発電施設、東側は竹林、北側は宅地、西側は道路で周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数176枚、設置容量49.5kwを予定しております。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
	<p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号12番は、処分決定いたしました。</p>
議長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に</p>

について、申請件数12件について、12件が処分決定いたしました。

議案第4号

議長 議案第4号「非農地証明願」について提案いたします。
番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第4号非農地証明願についてのうち番号1番について、去る3月23日、申請人代理人 A行政書士立会いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、千葉県浦安市入船五丁目に居住されている KUさんと、千葉市中央区東千場一丁目に居住されている YEさんで共有名義になります。

申請地は、伊佐市大口原田字二の山2484番26、地目は畑、地積は1,148㎡です。

非農地になった時期及び理由としては、昭和55年月日不詳頃から周囲が山林であったため耕作条件が悪く耕作を放棄したとのことで、今後も農地として利用する予定がない事から今回非農地証明を願い出るものです。

なお、S自治会長のMさんより、20年以上耕作を放棄し不耕作地だったとの証明書が添付してあります。

所在地は、忠元公園から北へ約300mに位置し、東側は山林、西側は原野、南側は山林、北側は水道用地となっています。

調査の結果、この申請については農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番については、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第4号「非農地証明願」は、申請件数1件について、1件の非農地証明願が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）」について提案いたします。
番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）」について、事務局より説明いたします。
申請人 MAさんは、鹿児島市東坂元二丁目に居住する市外住民です。
申請地は、伊佐市大口曾木字天子ノ前383番1外3筆で、下殿橋より南東約500mに位置し、地目は田2筆、畑2筆で、地積は合計450㎡で、宅地に隣接及び周辺にある農地です。

令和2年10月30日付けで、空家に付属する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回、空家と一緒に売却が決定し、伊佐市空き家・空き店舗バンク実施要項第6条の規定により、登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除したいと思います。

委員皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番については、農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）が決定いたしました。

議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンクによる農地法第3条第2項第5号の下限面積（地番解除）」については、申請件数1件について、1件が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号 農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」の決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「別段の面積（下限面積）」の決定について説明いたします。
平成21年の農地法の改正により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として定めることができます。とあります。

伊佐市では平成27年4月20日より、市内全域の下限面積を30aと定め、また、平成29年10月1日より、特例農地として、空家バンクに付属する農地を下限面積1㎡と定めています。

令和3年度も引き続き、今年度と同様に引用させていただきたいと考えております。

委員皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。当市は前年度30aとしていますが、変更をするか否かを、委員の皆様にお聞きしたいと思います。
意見のある委員の方は、挙手をお願いします。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 よろしいでしょうか。
伊佐市は、下限面積を現行のまま30a、空家バンクに付属する農地を下限面積1㎡でよろしいでしょうか。

いいという農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

議案第6号 農業委員会が定める「別段の面積(下限面積)」については改正農地法第3条第2項第5号により、伊佐市は下限面積を30a、空家バンクに付属する農地を下限面積1㎡といたします。

————— 議案第7号 —————

議長

議案第7号「辞任届」の承認について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第7号「辞任届」の承認について、説明いたします。
令和3年3月12日付けで、農地利用最適化推進委員のUNさんより辞任届が提出されました。

理由につきましては、「一身上の都合により3月31日をもって農地利用最適化推進委員を辞任したいのでご了承願います。」と書かれています。

農業委員会等に関する法律第23条の規定により、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができますとあります。

委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第7号事務局の説明のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第7号「辞任届」の承認については承認されました。

議案第8号

- 議長 議案第8号「職員の任免」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 令和3年4月1日付け人事異動につきまして、3月22日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。
これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動になっております。
条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。
それでは発表いたします。
まず、転出につきまして、B農地振興係長が学校給食センターへ異動です。私Oが林務課へ異動です。
続きまして転入職員につきまして、事務局長に教育委員会総務課のKさんが転入です。また、建設課のT係長が転入になります。
異動は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第8号事務局の説明とおり任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって議案第8号「職員の任免」については承認されました。
- 議長 その他。事務局お願いします。
- 事務局 総会資料の最終ページをお開きください。3月の月例報告をします。
5日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。29日、本日ですが第12

回農業委員会総会です。

4月の行事予定ですが、9日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。

23日が現地調査です。28日が第1回農業委員会総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 以上で、令和2年度 第12回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 10 番

伊佐市農業委員 11 番